小規模な太陽光発電施設の設置を検討されている事業者のみなさまへ

太陽光発電施設については、令和２年４月１日に環境影響評価法施行令の一部を改正する政令（令和元年政令第 53 号）が施行され、環境影響評価法の対象事業に追加されております。

環境影響評価法の対象となる太陽光発電施設の規模
第１種：出力４万kW以上　　第２種：出力3万kW以上4万kW未満

また、**小規模な太陽光発電施設※**の設置についても、実施主体である事業者が、立地検討・設計段階において太陽光発電施設の設置・運用に関わる全ての主体の協力を得て自主的な環境配慮の取組みを講じることを促進するために、環境省が「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」を公表しております。

※環境影響評価法や条例の対象とならない **10kW 以上の事業用太陽光発電施設**
（建築物の屋根、壁面又は屋上に設置するものは除く）

太陽光発電の環境配慮ガイドライン(令和２年３月　環境省)
https://www.env.go.jp/content/900515354.pdf

ガイドラインチェックシート等は、コチラをご確認ください。
https://www.env.go.jp/press/107899.html

つきましては、環境と調和した形での太陽光発電施設の実施が確保され、地域に受け入れられる施設となるよう、本ガイドラインを活用して事業を実施いただきますようお願いいたします。

ご不明な点などございましたら、下記窓口までお気軽にご相談ください。

【窓口】長崎県　県民生活環境部　地域環境課　地域環境班
TEL：095-895-2355 FAX:095-895-2572
Email：nagasaki-asesu@pref.nagasaki.lg.jp

環境配慮の手順フロー

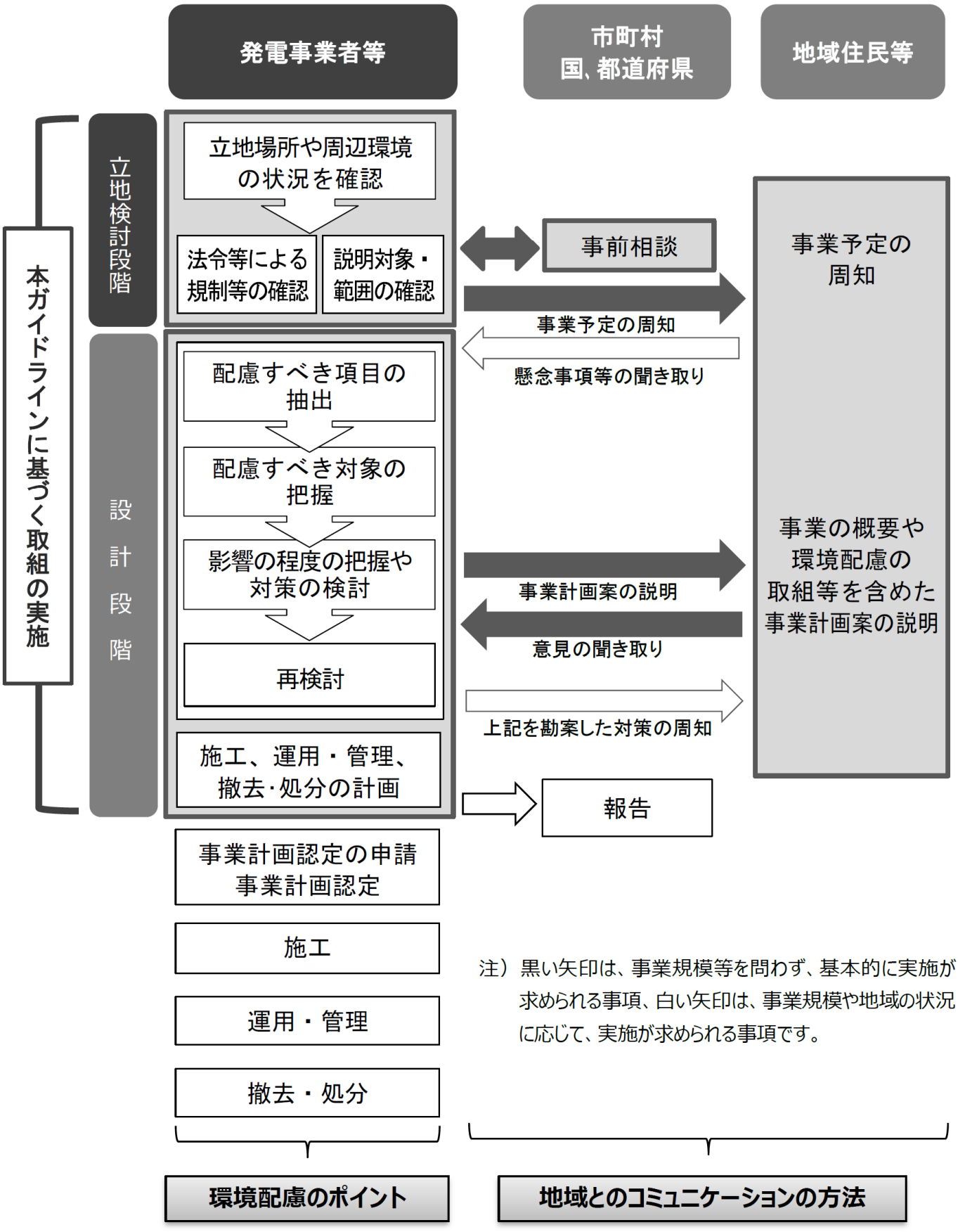

注）黒い矢印は、事業規模等を問わず、基本的に実施が求められる事項、白い矢印は、事業規模や地域の状況に応じて、実施が求められる事項です。

環境配慮における検討項目

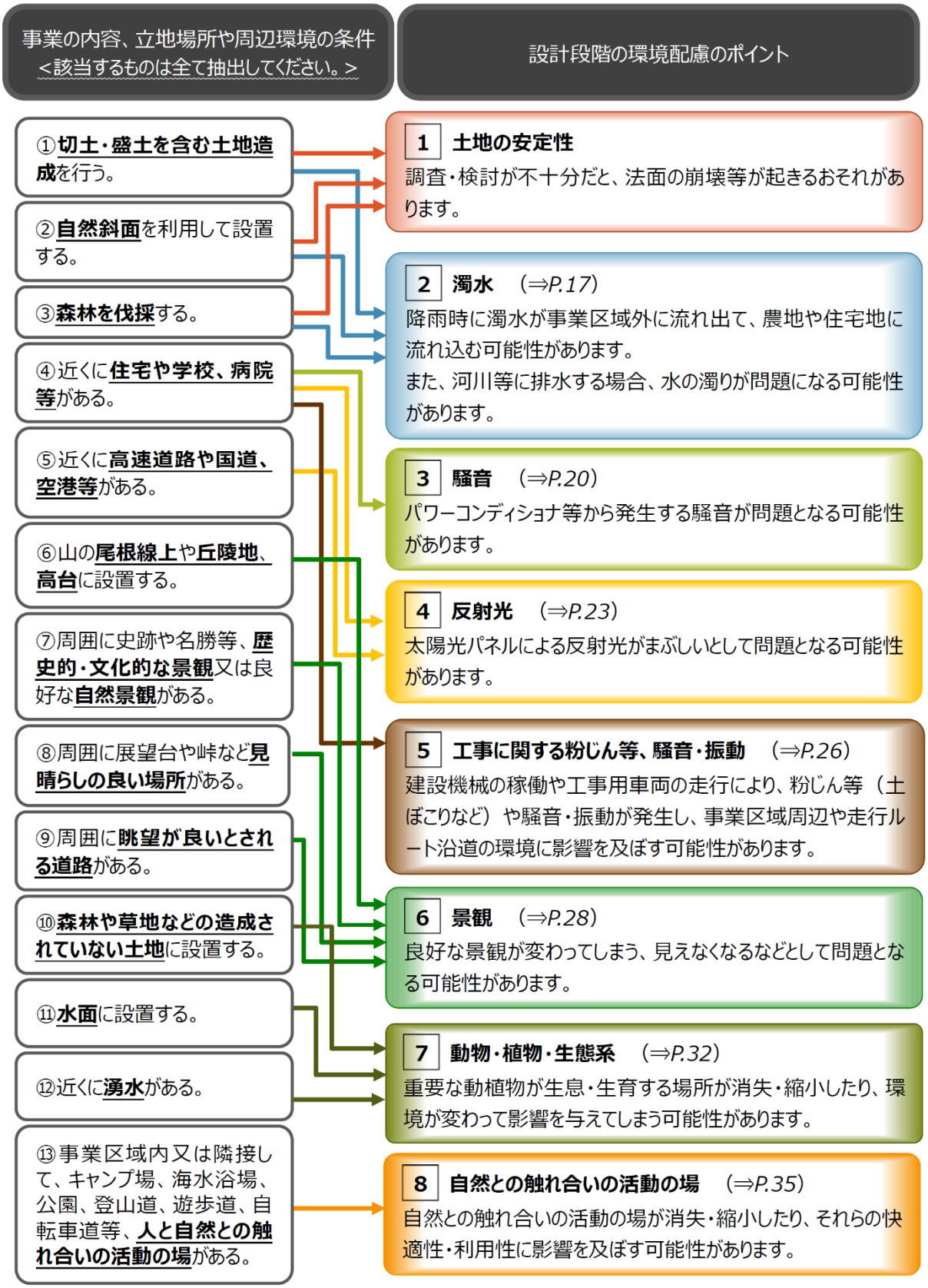

注）上記の「設計段階の環境配慮のポイント」に示す事項以外にも、地域とのコミュニケーションを図る中で、配慮すべき事項が明らかになることが考えられます。その場合は、環境省や経済産業省の環境アセスメント関連のウェブサイトや立地都道府県・政令市の環境影響評価に関する技術指針等を参考に、影響の程度や対策の検討を行いましょう。

本ガイドラインにおける「環境配慮の取組」と環境アセスメント

持続可能な社会をつくるためには、あらゆる事業・計画の中で環境保全に取り組むことが不可欠です。太陽光発電施設は、再生可能エネルギー発電により地球温暖化対策に資するものですが、立地場所や設置・運用の仕方によっては、地域の方々の生活環境や、地域で保全しようとしている景観等に影響を及ぼすおそれがあります。

「環境アセスメント」は、事業実施や計画策定に当たって環境保全を組み込むための重要な手段の一つです。一般的に環境アセスメントは、環境影響評価法や環境影響評価条例に基づいて事業者が実施しますが、これらの義務がない事業においても、持続可能な社会構築のために環境保全の見地から自主的に環境アセスメントを行うことが望ましく、本ガイドラインに示す環境配慮の取組も、自主的な環境アセスメントの一環として位置づけられます。本ガイドラインに示す環境配慮の取組において重要なのは、以下の２点です。

・事前に環境影響の有無や程度を調べて対応策を考え、環境保全を組み込んだ事業とします。
・関係者に対して、十分に情報提供・説明を行います。

自主的な環境アセスメントの意義

自主的に環境アセスメントを実施することによって、事業の環境面における影響とその最小化のための努力・取組を明確にすることができ、また、これらの情報を提供することにより様々な人々の安心や信頼を得ることにつながります。

事業者の環境保全に関する取組状況やその成果について住民等へ適切に情報提供を行い、環境保全に向けて努力していく姿勢を示すことは、事業者の社会的評価を高めることにつながり、事業者自身にとっても CSR（Corporate Social Responsibility：企業の社会的責任）に関する取組を社会的にアピールする上で有効です。